

**身延町社会福祉協議会
第2次地域福祉活動計画**

平成29年3月

社会福祉法人 身延町社会福祉協議会

目 次

第1章	計画策定の趣旨	
1節	社会福祉協議会とは	1
2節	地域福祉活動計画策定の意義	1
3節	計画の位置づけ	2
4節	計画の期間	4
5節	策定方法	4
第2章	地域福祉活動計画の基本方針と基本目標	
1節	基本方針	5
2節	目標	6
3節	施策体系図	7
第3章	基本計画	
1節	支えあいの地域福祉活動を展開する	8
1	地域福祉ネットワークの構築	8
	(1) 地域福祉活動の推進	
	①小地域福祉活動の実施	
	②福祉協力員の設置	
	(2) 各種団体組織の活動支援および連携	
	①各種団体の事務局担当	
	②各種福祉関係団体等との情報の共有	
2	地域福祉への理解の浸透	9
	(1) 福祉教育の推進	
	①学校での福祉教育の協力	
	②児童・生徒への福祉教育の理解	
	(2) イベント参加による福祉の推進	
	①みのぶまつりへの参加	
	(3) 赤い羽根共同募金の推進	
	①分配金の助成	
	(4) 環境・支え合いの推進	
	①エコキャップの回収	
3	地域福祉活動の担い手の育成	11
	(1) ボランティア活動の育成支援	
	①ボランティアセンターの事業推進、機能強化	
	②ボランティアの育成講座の開催	
	③ボランティアをPRするイベントの開催	

④ボランティア活動への支援、協力、助成	
4 情報提供と相談体制の充実	12
(1) 広報啓発活動の推進	
①社協だよりボランティアだよりの充実	
(2) 相談支援の推進	
①心配ごと相談事業の充実	
②弁護士無料相談事業の充実	
2節 安心して暮らせる福祉環境を整備する	14
1 福祉サービスの利用支援	14
(1) 在宅福祉活動の推進	
①高齢者福祉施策の充実	
②障がい者福祉施策の充実	
(2) 介護予防事業の推進	
①男性料理教室の実施	
(3) 介護保険事業所の充実	
①事業所の運営	
(4) 障がい福祉サービス事業所の充実	
①事業所の運営	
(5) 家族介護者交流事業の推進	
①介護者の集いの開催	
(6) 各種貸付事業の充実	
①社会福祉金庫貸付事業の実施	
②生活福祉資金貸付事業の斡旋	
2 要支援者への対応	16
(1) サービス利用者の日常生活自立支援事業の推進	
①福祉サービス利用者援助事業の実施	
②日常生活自立支援事業に関する制度の広報活動の充実	
3 災害時等緊急体制の整備	17
(1) 災害時救援活動の充実	
①災害ボランティアセンターの体制づくり	
②災害ボランティア講座の開設	
③身延町災害対策本部との連携	
4 安全・防犯体制の整備	18
(1) 安全・防犯体制の充実	
①交通安全・防犯対策教室の開催	
(2) 安否確認の充実	
(1) 配食員・配食ボランティアによる声かけの実施	

5ユニバーサルデザインのまちづくり	19
(1) 施設整備の充実	
①バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供	
(2) 情報提供活動の推進	
①声の広報の実施	
(3) 移動手段の充実	
①福祉バスの運行	
第4章 年次計画	21
第5章 計画の推進	26
1 自助・共助・公助の推進	26
2 地域包括ケアの推進	26
3 協働による計画の推進	27
4 計画の評価と見直し	27
第6章 資料集	28

第1章 計画策定の趣旨

1節 社会福祉協議会とは

身延町社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき設置され、平成12年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として明確に位置づけられました。

民間団体ではありますが、行政区分ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、「公私共同」「半官半民」で運営されるなど、行政関与が強い社会福祉法人で、民間と公的機関・組織両面のメリットを生かした事業を展開しているとともに、地域に暮らす皆様のほか、民生児童委員、ボランティア団体、福祉施設などの地域住民団体や福祉事業者等の参加と協力を得て運営されています。

2節 地域福祉活動計画策定の意義

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる事は地域住民の共通の願いです。

福祉のまちづくりに向けては、地域住民が主体となって相互に助けあい、支えあい、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実・強化が求められています。

地域福祉活動計画は、町社協が地域住民や福祉事業者等と連携し、福祉のまちづくりをめざす、それぞれの取り組みを定めたものです。この計画は、地域住民のみなさんが主体的に活動するために、地域住民のみなさん自身ができることをまとめた計画とも言えます。そのためには、地域に住む高齢者や障がい者等の福祉課題を地域の福祉課題として受けとめ、地域でできることを考え、取り組んでいくことが重要です。

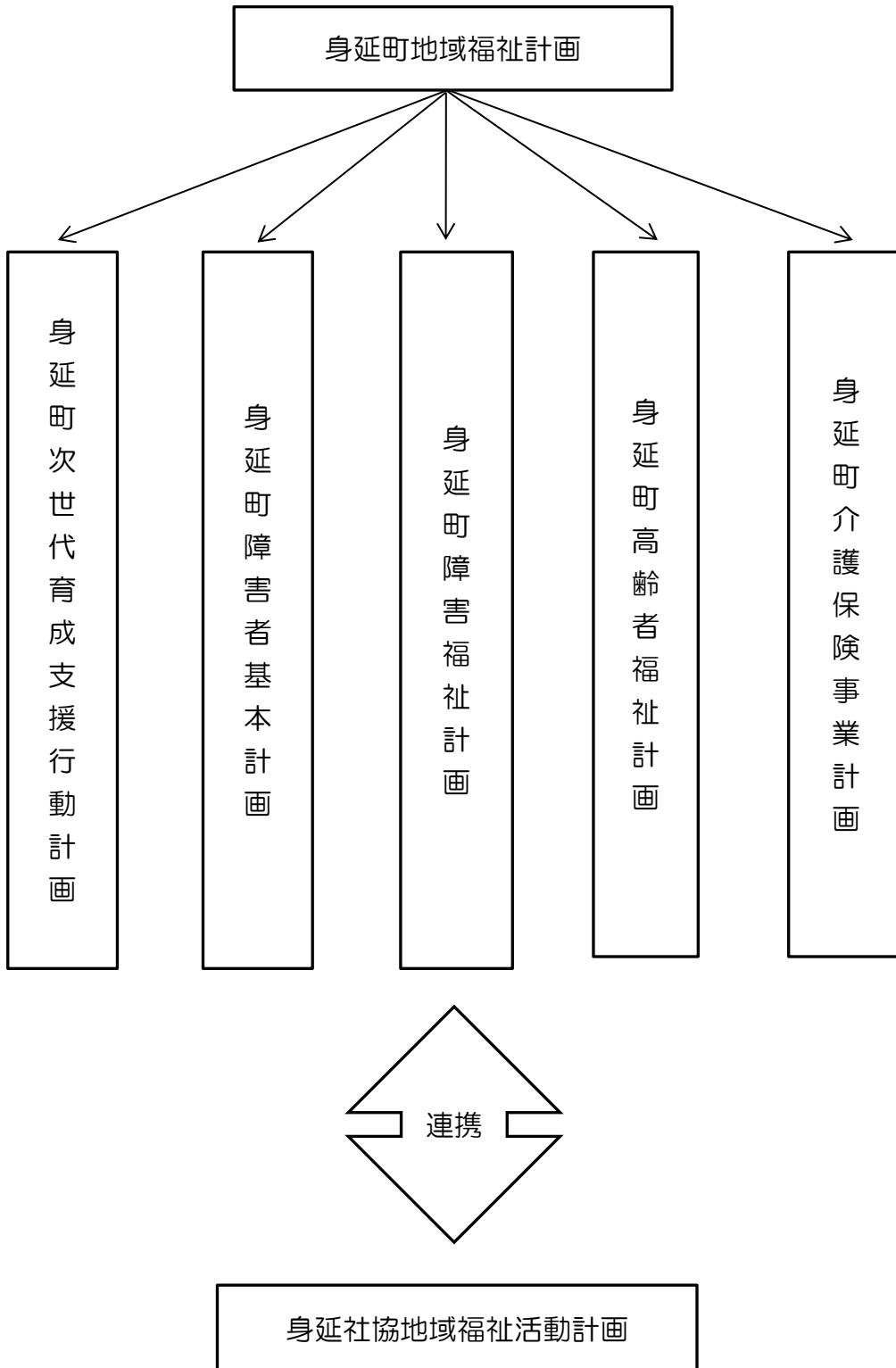
また、地域における多様な福祉活動を行う団体がお互いの活動について認め合い、地域の福祉課題について共有化することをめざす計画でもあります。ひとつの団体では対応できない福祉課題を、地域と福祉事業者等が連携した取り組みを起こすことなど、協働の福祉活動をつくっていくことも大切です。

3節 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互に協力して作成する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

元来、社会福祉協議会においては、「住民活動主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画と行政計画である地域福祉計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



4節 計画の期間

この計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間といたします。

これは、平成29年3月に策定された、身延町地域福祉計画の最終年度が平成33年度となっており、この計画との整合を図らねばならないためです。

なお、活動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
身延町社協第2次地域福祉活動計画					身延町社協第3次地域福祉活動計画				

5節 策定方法

新たに策定委員会を設置せず、社協の事務局職員で構成する作業委員会で計画の諸準備や取りまとめを行い、理事会・評議員会において検討を行いました。

第2章 地域福祉活動計画の基本方針と基本目標

1節 基本方針

近年の少子高齢化問題や生活環境の変化に対応し、福祉関連のサービスも充実してきています。しかしながら、地域に住む人々の生活が多様化し、地域のニーズも細分化してきています。

かつて、福祉関連の事業については、行政主導型の措置制度によって「地域の要援護者」に対し福祉サービスを提供していましたが、社会経済的な環境の変化から、国によって介護保険法や支援費制度の施行に伴う利用契約制度の導入が行われ、それに伴う利用者の増加等から町の財政状況の悪化を招き、また、他方では、福祉に対する住民ニーズの多様化などから、きめ細やかで柔軟な、地域住民に即した充実ある福祉的な対応が極めて困難な状況となっています。

このような状況のなかで、地域住民の多様化した福祉ニーズや課題に対応していくためには、身延町が地方自治体として福祉行政を推進していくという立場での「公助」と、地域住民同士が協力し助け合う、あるいは行政と地域住民が協働し、ボランティア団体や関係機関・団体等が相互に連携し、補い合っ地域福祉ニーズや課題の解決を図る「共助」という立場と、住民自身や家族で解決できるところは自分達でやるという「自助」の立場の三者が、それぞれの立場で力を発揮し最適な組み合わせを創り上げて地域福祉を推進していくことが求められています。

社協は、この「共助」を推進していくための中核的な団体として、地域住民と行政、地域住民相互、福祉関係団体や関係機関との連絡調整や組織化を推進していきます。具体的には、地域ニーズを住民の視点から整理・把握し、住民と一緒に具体的な実施内容を検討し、地域に住む住民が主体となって自主的な活動が推進できるような社会福祉協議会としての支援のあり方をまとめ、また、地域の各種団体・関係機関が連携・協働のあり方や役割をまとめ、町の基本理念である「助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくる」を基本方針として進めていきます。

2節 目標

活動計画は、本町で生活をしていて「困った」「生活しづらい」「このような町だったら」等、多くの福祉的な希望や要望があるなかで、2つの基本目標を定め、行政・社会福祉協議会・関連機関等と地域の住民が協働し福祉的活動を実施することで、計画を推進していきます。

○支えあいの地域福祉活動を展開する

すべての町民が地域において、心豊かで快適に暮らし続けるためには、地域住民同士の支えあいが不可欠であることは言うまでもありません。しかし、近年、生活様式や価値観の多様化などにより、地域の日常的なつながりが希薄化し、地域活動等への参加者も年々少なくなりつつあります。

そこで、地域住民のコミュニティ意識を高め、地域組織による活動がこれまで以上に活性化され、日ごろから地域住民同士の支えあい・助けあいが実践されるよう、地域住民の自発的な地域福祉活動を促進します。

○安心して暮らせる福祉環境を整備する

加齢や障がい、子育てなどさまざまな問題が深刻化する中で、悩みや不安を解消し、福祉サービスを受けながら安心して生活できることはすべての住民の願いです。

そこで、相談体制の充実をはじめ、サービス利用者への支援やサービスの質の確保、福祉情報の収集・発信など、情報の共有に努めます。

また、いつ発生してもおかしくない東海沖地震などの災害や、高齢者や障がい者、子どもなど比較的弱い立場の方々を狙った犯罪や交通事故などに備えた安全・安心のまちづくりが求められています。

そのため、誰もが安心して暮らせる福祉環境づくりを進めます。

3節 施策体系図

本計画で進めていく施策は次のとおりです。

基本理念	基本目標	取り組み目標
助けあい、心の ふれあうひらか れた町をつくる	第1節 支えあいの地域福祉活動 を展開する	1.地域福祉ネットワークの構築
		2.地域福祉への理解の浸透
		3.地域福祉活動の狙い手の育成
		4.情報提供と相談体制の充実
	第2節 安心して暮らせる福祉環 境を整備する	1.福祉サービスの利用支援
		2.要支援者への対応
		3.災害時等緊急体制の整備
		4.安全・防犯体制の整備
		5.ユニバーサルデザインのまちづくり

第3章 基本計画

1 節 支えあいの地域福祉活動を展開する

1 地域福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

地域福祉活動は、民生児童委員などの各種委員や地域を構成する様々な団体や関係機関等で推進しています。それぞれの目的のために区、個人が各種の交流事業などを通じて子どもから高齢者まで世代を超えてふれあえる機会を催して活動していますが、一体的な地域福祉の推進を図る機会はほとんどないのが現状です。

これからは、同じ地域で活動する団体や機関が情報を共有し、連携していくことが重要であり、地域の福祉力の強化やネットワークの構築を推進していきます。

【施策体系】

1.地域福祉ネットワークの構築	(1) 地域福祉活動の推進
	(2) 各種団体組織の活動支援および連携

【施策】

(1) 地域福祉活動の推進

①小地域福祉活動の実施

小地域福祉活動は、区及び区長が認めた団体、地区集落において、子どもから高齢者までの幅広い世代の交流の活動の場として、区長、民生児童委員、福祉協力員等関係者が協議し活動していただけるよう推進しています。

住み慣れた所で、住民主体の活動が定期的に行われることにより、地域内の変化への気づきが生まれ、住民同士の支え合い、助け合いの意識が高まることが期待されます。

また、小地域福祉活動には、赤い羽根共同募金配分金などを原資として助成金を交付していますが、地域での福祉活動が、より円滑に進むよう制度の効果的な見直しも検討して行きます。

②福祉協力員の設置

福祉協力員は、区のアンテナ役として、各区に1名以上の推薦をお願いし推薦のあった方を身延町社会福祉協議会会長が委嘱しています。福祉協力員の最も大切な役割は、地域の身近な見守り役として、地域住民のニーズの把握と連絡調整、困りごとを早期に発見して、区長や民生児童委員と連携、協力していくことにありますが、今後はこれらのネットワークをさらに強化していきます。また、福祉協力員には、社会福祉協議会の各種事業をより広く理解していただく中で、地域福祉の充実に繋がるよう研修会等を開催していきます。

(2) 各種団体組織の活動支援および連携

①各種団体の事務局担当

老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会、ボランティア連絡会等の事務局を担当し、各種団体の衰退を防ぐとともに、新たな時代の課題に取り組める組織の充実を目指して、地域での活動強化の推進を図ります。

②各種福祉関係団体等との情報の共有

各種福祉関係団体等の会議に積極的に係わるなどして、情報の提供や情報の収集を行い、情報の共有化を図ります。

2 地域福祉への理解の浸透

【現状と課題】

地域や学校など、あらゆる場面において、感受性豊かな子どもたちからいろいろな体験を通して「思いやりの心」「ともに生きていく心」を育てるために、町内の保育園、小中学校に福祉教育推進校として、活動助成金を交付し福祉教育への支援を行っています。

また、イベント等を通して子どもから高齢者まで世代間におけるふれあいを通して、健康づくり活動を推進するため普及啓発し、地域の健康意識の向上、地域福祉の充実、ボランティア活動の高揚を図る場として、社協や各種団体等が参加しています。

これからは、さらに福祉に対する関心を高め、人権尊重と相互扶助の大切にするこゝへの理解をより一層深められるよう、学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通じて、地域での支え合いの意識の向上や積極的な参加を一層啓発していく必要があります。

【施策体系】

2.地域福祉への理解と浸透	(1) 福祉教育の推進
	(2) イベント参加による福祉の推進
	(3) 赤い羽根共同募金の推進
	(4) 環境・支え合いの推進

【施策】

(1) 福祉教育の推進

①学校での福祉教育の協力

子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連携意識を育むことを目的とし、町内の小中学校で行われる福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。

②児童・生徒への福祉教育の理解

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせることの大切さを地域の皆さんと共に理解し、関心を深め、共に支え合い育て合う福祉の心を育むため、小中学校でのボランティア学習や福祉体験事業を実施します。

(2) イベント参加による福祉の推進

①みのぶまつりへの参加

毎年、11月3日に開催されるみのぶまつりにおいて、福祉団体と共催し、身延町総合文化会館を中心にさまざまな催しを行います。

町内の小中学校、高校の児童生徒に福祉作文・ポスターを募集し審査を行い最優秀賞、優秀賞を決定し表彰を行い、福祉教育等の推進に努めるとともに、福祉事業に功労及び社会福祉活動に協力援助した住民には、表彰、感謝状を授与するなど、その功績を讃えることを通じて活動者への敬意を払うとともに、地域福祉事業の大切さを地域住民に周知していきます。

また、社協で実施しているデイサービスも利用者が作成した作品を展示するなどして、日頃、発表等の機会の多くない高齢者の自己表現の場としていきます。

(3) 赤い羽根共同募金の推進

①配分金による助成

地域福祉の推進を図るため、家庭募金、街頭募金、大口・事業所募金、職場募金、地域募金を町内の世帯、施設、学校、企業等に協力をお願いをし、配分されたお金は、福祉活動・福祉教育・福祉関係団体の助成、各種団体への配分金、低所得者への慰問金、社協事業等に使用していますが、募金を地域福祉の充実のため効率的に活かせるように、福祉ニーズの把握

を確実に行うとともに、住民等に募金を呼びかける際には、募金配分金がどのような事業にどのように具体的に活かされているかをさまざまな手法によって広報することにより、制度をより深く理解してもらえよう努めていきます。

(4) 環境・支え合いの推進

①エコカップの回収

普段飲まれている飲料水のペットボトルのキャップをゴミとして焼却処分すると二酸化炭素が発生し環境破壊になっています。キャップをリサイクルし業者に売却（キャップ約430個）することで10円が世界の子どもにワクチンを日本員会に寄付され途上国へのワクチン代として寄付や震災復興支援に使われています。

このエコカップリサイクル活動への参加は、小さい活動ではありますが、環境や貧困など、世界が直面する様々な課題や途上国への支援について、学び、考え、行動する契機となることから、環境・福祉教育などの観点も含めて取り組みを工夫する中で活動を継続して行きます。

また、社協だより等を通じて、カップの回収への協力をお願いするなど、さまざまな機会を通じての広報活動にも努めて行きます。

3 地域福祉活動の担い手の育成

【現状と課題】

人は、誰もが、人としての尊厳をもって住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていきたいと思っており、住みよい地域をつくっていくための地域福祉を推進していく担い手は、一人ひとりの町民です。その中で、自主的に福祉活動などを推進しているボランティア活動はその主翼を担うものであり、町内では多くのボランティア団体が活躍しています。

ボランティアセンターでは、各種講座の開設やボランティア団体への助成、相談・助言、体験学習、情報収集・広報活動、交流の場づくりなど、町民のボランティア活動の支援や、ボランティア情報の提供などを行っています。

各ボランティア団体では、活動の担い手の固定化や高齢化、継続不足が懸念されています。ボランティア活動のため、新たな参加者を増やし、幅広い年齢層から人材を発掘し、活動リーダーの育成も育成していく必要があります。

【施策体系】

3.地域福祉活動の担い手の育成	(1) ボランティア活動の育成支援
-----------------	-------------------

【施策】

(1) ボランティア活動の育成支援

①ボランティアセンターの事業推進、機能強化

ボランティアを身近に感じていただき、今後のボランティア活動へつながるよう、ボランティア体験事業や各種講座を企画、運営します。

また、ボランティア活動を支援するため、わかりやすい情報を提供し、相談機能や連絡調整機能を強化します。

②ボランティアの養成講座の開催

朗読ボランティア養成講座をはじめとする各種のボランティア講座の開催を検討し、新たなボランティアの育成に努めます。

③ボランティアをPRするイベントの開催

町民を対象に、「共に生き、ともに支え合う、心豊かな地域づくり」をテーマに「ボランティアの集い」を開催していますが、年々参加者は増えている傾向にあります。このことは、町民のボランティアに対する関心度が高いことを示しているものと考えられるため、今後ともボランティアとしての活動のあり方を見つめ直す場、また、住民として何ができるのか、何が必要なのかを考える場として、さらには、新たな活動者の発掘の場として開催を継続して行きます。

④ボランティア活動への支援、協力、助成

個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援・活動費等の助成を行います。

4 情報提供と相談体制の充実

【現状と課題】

社会福祉協議会が発行する「社協だより」では、社協が実施する事業計画・予算、事業報告・決算報告、寄付者の紹介、役員紹介、実施事業の紹介、共同募金運動への協力など、様々な情報を広く町民に周知することを目的として発行しています。また、ボランティアだよりも社協だよりの中にコーナーを設けて情報提供をしています。

生活困窮者や低所得者が自立できるよう支援するとともに、福祉制度の谷間にあって制度の支援を受けられない方の生活を支援したり、社協だよりの発行、また、広報みのぶ、議会だよりを声の広報として提供しています。

近年、悩みや不安、生活課題は多様化・複雑化してきています。そのため、相談体制の検討や情報提供の充実を図っていく必要があります。

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人たちは増加しています。そのため、誰でも気軽に相談できる相談窓口を周知し、それぞれの地域に相談体制を整えています。具体的には、毎月第2・4金曜日に午後1時から3時まで身延福祉センター、下部保健福祉センター、中富すこやかセンターで、心配ごと相談事業を実施しています。これには、民生児童委員2名を相談員としてお願いして実施しています。また、専門的な相談に対応するため、平成24年度より年4回（5月・8月・11月・2月）に弁護士による無料相談を開設しています。1回の相談は4人まで、1人30分となっています。

【施策体系】

4.情報提供と相談体制の充実	(1) 広報啓発活動の推進
	(2) 相談支援の推進

【施策】

(1) 広報啓発活動の推進

①社協だよりボランティアだよりの充実

より多くの町民に読んでもらえる「社協だより」となるように、内容の充実や読みやすい紙面構成やより身近な地域における福祉活動等の情報源となるよう努めます。また、広報編集委員会を設置し、役員や地域住民の皆様にご委員となっていただき住民目線の広報づくりに努めてまいります。

(2) 相談支援の推進

①心配ごと相談事業の充実

現在、3地区で開催されている相談所は、地域の民生児童委員により行われていることから、相談のしやすさといった利点もありますが、専門的な問題や相談対応で困難な事例もあるので、弁護士等を講師に招き研修会を開催するなど相談員のスキルアップに努めます。

②弁護士無料相談事業の充実

専門的相談業務に対応するため、弁護士による無料相談事業は、平成24年度に開設していますが、年々相談者が増加傾向にあることから、平成28年度からは、実施回数を年6回に増やしました。今後は、他相談事業とのすみわけも検討しながら利用者の悩みに充分応えていける体制の整備に努めます。

2節 安心して暮らせる福祉環境を整備する

1 福祉サービスの利用支援

【現状と課題】

可能なかぎり地域社会の一員として、その家族・地域において生活していくために、福祉サービスの運営をしていく必要があります。福祉サービスを安心して利用して頂くためには、サービスの種類や内容、利用料などの情報の公開や提供されるサービスが質の高い良質なサービスの提供が求められています。

また、日々を安心して暮らすために、居家で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している介護者を対象に、日頃の介護疲れを癒し、心身のリフレッシュを図ると共に、介護に関する悩みや体験等の意見・情報交換が出来る場や、男性の一人暮らしや、妻の介護状態等になってもきちんとした食生活が行える予防支援等を実施していますが、山間地域が多いことから、福祉サービスが十分に提供できない状況とならないよう、福祉ニーズの把握を確実につかむための支援体制が今後より求められています。

【施策体系】

1.福祉サービスの利用支援	(1) 在宅福祉活動の推進
	(2) 介護予防事業の推進
	(3) 介護保険事業所の充実
	(4) 障がい福祉サービス事業所の充実
	(5) 家族介護者交流事業の推進
	(6) 各種貸付事業の充実

【施策】

(1) 在宅福祉活動の推進

① 高齢者福祉施策の充実

町の委託事業である、配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業、軽度生活支援事業（自立ホームヘルプ）を実施しています。

この利用者については、おおむね60歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で、町へ申請を行い、決定を受けた人が利用していますが、受託者である社協からも現場の状況を町へフィードバックする中で、より充実した施策として展開して行きます。また、生きがい活動支援通所事業では、「1日お試し体験」を積極的に推し進め新規利用者の発掘等ニーズ把握に努めます。

②障がい者福祉施策の充実

身延町と委託契約を交わし、移動支援事業を実施しています。野外での移動に困難がある障がい者（児）の買い物や通院の支援を行っていますが、利用者は少なく、ニーズが潜在化していることも考えられるので、町と話し合いを行う中で、該当者へのアプローチを進めていきます。

(2) 介護予防事業の推進

①男性料理教室の実施

介護予防、生活支援を目的に、60歳以上の男性を対象とした料理教室を年6回を3地域の会場で2回ずつ開催していますが、新規参加者の募集への取り組みなど、事業内容の検証やより効果のある新たな介護予防事業の検討を町とともに進めていきます。

(3) 介護保険事業所の充実

①事業所の運営

要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう提供されるサービスです。社協では、身延福祉センターにおいて、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を、中富すこやかセンターにおいて、通所介護事業所を運営していますが、近年は民間の介護事業所が多く事業展開していることから、「福祉サービスの平等な提供」という観点から、町との連携も含めながら、民間事業所では困難と思われる事例についても積極的に受け入れ公益性の高い福祉サービスを提供していきます。

(4) 障がい福祉サービス事業所の充実

①事業所の運営

障がい者及び障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう身延福祉センターにおいて、居宅介護事業所を運営していますが、平成24年度に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことに伴い、従来の「処遇」から「支援」「サービス」へと自立や個別ニーズに基づく生活支援に軸足が移行していることから、町とも連携して障がい者の尊厳に基づくケアや支援の充実に努めていきます。

(5) 家族介護者交流事業の推進

①介護者の集いの開催

年に1度、町内のホテルにおいて、介護度4・5認定を受けている人の

在宅介護者を対象に、日頃の介護での疲れを癒し心身のリフレッシュや介護の悩みや相談を話し合い、相互に親睦と交流を深め、介護技術、福祉・保険・医療制度などの情報を得られる場を提供する目的で開催していますが、単に癒しや制度の紹介にとどまらず、介護者の切実な声を聞き取る中で介護のあり方やより良い制度への提言へ結び付けられるよう内容を充実させていきます。

(6) 各種貸付事業の充実

①社会福祉金庫貸付事業の実施

身延町に在住する低所得者に対し、生活意欲の助長と経済的自立・更生をはかることを目的として、一時的に生活に要する資金を貸し付けるとともに、世帯更生に必要な支援を行うことにより、今後、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施しています。

身延町社協の独自事業で、10万円を限度として比較的早く貸付ができることから、利用件数も多くなっていますが、貸し付け条件やそれに伴う書類審査等を厳正に行い、適正な事業執行及び債権管理に努めます。

②生活福祉資金貸付事業の斡旋

世帯の経済的自立を図り、安定した生活を営むことが出来るよう「低所得者」や「高齢者世帯」、「障がい者世帯」に対する資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び貸付事業の斡旋をしています。

また、具体的な利用目的がある場合には、該当する資金種類の貸し付けを受けることが可能ですが、資金ごとにそれぞれ貸し付け条件が設けられています。

県社協の事業ですが、身延町社協が窓口となっているため、県社協との連携を密にしてよりよい運営を図って行きます。

2 要支援者への対応

【現状と課題】

一人暮らしや認知症の高齢者が増加傾向にあり、判断能力の低下により財産の管理やサービス利用の援助など必要な場面が考えられることから、地域包括支援センター及び福祉保健課等と連携をはかりながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを通じて、支援が必要な人の生活を守り、自立を促す事業を展開し、認知症高齢者等が安心して暮らせる社会づくりを進めています。

平成26年度からは、日常生活自立支援事業における、「基幹的社協」の事業を展開していますが、これは、山梨県社協のこの事業の契約業務の一部を受

託するもので、本町における利用者の早期サービス提供が期待されますが、一方で、身延町のみならず、市川三郷町、早川町、南部町の利用者契約を取り結ぶ業務も行わなければならないため、当該社協生活支援員との連携はもとより、本町社協専門員の業務量の増大も予想されることから、利用者の選定には、地域包括センターにおけるケア会議等を開催する中で、利用の重要度及び緊急度等を明確にしていく必要があります。

【施策体系】

2.要介護者への対応	(1) サービス利用者の日常生活自立支援事業の推進
------------	---------------------------

【施策】

(1) サービス利用者の日常生活自立支援事業の推進

①福祉サービス利用者援助事業の実施

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理等を行うとともに、本人を支える関係機関や町との連携を図ります。また、利用者の選定には、地域包括センターにおけるケア会議等を開催する中で、利用の重要度及び緊急度等を明確にしていきます。

②日常生活自立支援事業に関する制度の広報活動の充実

日常生活自立支援事業に関する制度や仕組みについて、広報活動を行い、町民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

3 災害時等緊急体制の整備

【現状と課題】

2011年3月11日に発生した東日本大震災後も日本列島は、多くの災害に見舞われ、いくつかの大きな教訓を私たちに与えています。特に、本町は東海地震に関する地震防災対策強化地域に指定されており、震災の教訓を踏まえ、万全の備えをしていく必要があります。

災害発生時には、ボランティア活動が円滑に行われるように、身延町及び身延町社会福祉協議会等との連携を保ちながらボランティア申し出者の調整や情報提供ができる「救援合同本部」を速やかに設置できるように体制を整備します。

また、ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、災害ボランティアの整備を行うと共に、年1回の割合で実施している災害ボランティアセンター設置運営訓練についても回数の増加も含めて計画的に実施していく必要があります。

す。さらに、町対策本部との協定に基づき、災害対策における災害ボランティアセンターの位置づけを明確にしていく必要があります。

【施策体系】

3.災害時等緊急体制の整備	(1) 災害時救援活動の充実
---------------	----------------

【施策】

(1) 災害時救援活動の充実

①災害ボランティアセンターの体制づくり

災害時を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応が出来る体制を作ります。

②災害ボランティア講座の開設

災害ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。

③身延町災害対策本部との連携

「災害ボランティアセンター設置運営に関する協定書」に基づき、大きな災害が発生した場合は、町の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げ、当該災害対策本部での位置づけを明確にし、災害ニーズの把握に努めるとともに、的確なボランティア配置を行うことにより、被災者への効率的な支援を行います。

4 安全・防犯体制の整備

【現状と課題】

近年、架空請求や高齢者を狙った振り込め詐欺、悪質商法や子どもを狙った犯罪などが増えています。犯罪を未然に防ぐために、住民同士の交流や見守り、声かけを通じて、日頃からのつながりを強め、安心して暮らすことのできる防犯力のある地域づくりが求められます。

町民の防犯意識の向上を図るとともに、警察など関係機関との連携を強化して、地域の事件や事故の防止に努めていく必要があります。

そのためには、研修会等を通じて意識を高め、地域へ啓発していくことを推進していきます。

【施策体系】

4.安全・防犯体制の整備	(1) 安全・防犯体制の充実
	(2) 安否確認の充実

【施策】

(1) 安全・防犯体制の充実

①交通安全・防犯対策教室の開催

すこやかクラブ（老人クラブ）等の会議や研修会等において、交通安全・防犯対策教室などを開始して、意識強化を図っていきます。

(2) 安否確認の充実

①配食員・配食ボランティアによる声かけの実施

お弁当を利用している利用者に、配食事業の推進とともに本人を確認し直接手渡しを行い、声かけや体調確認等を行っています。

5 ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

高齢者や障がい者、子育て中の保護者などすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、地域活動、学習活動等さまざまな活動に参加しやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

社協では、広報誌等を活用し情報を発信したり、福祉バスを活用し、町民が少しでも暮らしやすい環境の整備に努めています。

また、ユニバーサルデザインの考え方が普及していないため、広報誌等で情報を発信や、町民の声を関係機関へ周知していく必要があります。

【施策体系】

5.ユニバーサルデザインのまちづくり	(1) 施設整備の充実
	(2) 情報提供活動の推進
	(3) 移動手段の充実

【施策】

(1) 施設整備の充実

①バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供

バリアフリーに取り組んでいる店舗やユニバーサルデザインに関する情報を社協だより等で紹介し、暮らしやすい地域づくりのための情報提供を行います。

(2) 情報提供活動の推進

①声の広報の実施

「広報みのぶ」(毎月発行)、「議会だよりみのぶ」(年4回発行)をテープに録音して、目の不自由な方や身体に障がいがある方などにお届けしていますが、今後は、テープのCD化を検討し、広報等を利用して潜在化している利用者の発掘に努めます。

(3) 移動手段の充実

①福祉バスの運行

温泉の開館日(火～金)、各地区・地域に割り振りを行い、月ごとに送迎表を計画・作成し門野の湯への町民の方の送迎を行っています。また、使用していない時には、申請のあった団体等の要望に沿うように規定に基づき運行しています。

温泉の送迎利用者が極端に少ないルートについては、他路線との統合や合理化を行い、福祉のまちづくりに資する研修等に積極的に利用できるような運用環境の拡充に努めてまいります。

4章 次年計画

事業名等	事業概要	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
地域福祉活動の推進						
小地域福祉活動の実施	区・地区単位で子どもから高齢者までが一緒になって交流活動を行います。	○	○	○	○	○
福祉協力員の設置	各区に1名以上の推薦をして頂き会長が委託します。地域の身近な見守り役として、地域住民のニーズの把握と連絡調整を行います。また、地域福祉の充実に繋がるよう研修会等を開催して行きます。	○	○	○	○	○
各種団体組織の活動支援および連携						
各種団体の事務局担当	各種団体の衰退を防ぐとともに、新たな時代の課題に取り組める組織の充実を目指して、地域での活動強化の推進を図って行きます。	○	○	○	○	○
各種福祉関係団体等との情報の共有	各種福祉関係団体等の会議に積極的に係わるなどして、情報の提供や情報の収集を行い、情報の共有化を図ります。	○	○	○	○	○
福祉教育の推進						
学校での福祉教育の協力	福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連携意識を育むことを目的とし、福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。	○	○	○	○	○
児童・生徒への福祉教育の理解	誰もが安心して暮らせる事の大切さを地域の皆さんと共に理解し、関心を深め、共に支え合い育て合う福祉の心を育むため、小中学校でのボランティア学習や体験を実施します。	○	○	○	○	○
イベント参加による福祉の推進						
みのぶまつりへの参加	福祉作文・ポスターや福祉事業功労者、社会福祉活動協力者等に表彰、感謝状の授与をしたり、作品の展示や各種団体も参加します。	○	○	○	○	○

事業名等	事業概要	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
赤い羽根共同募金の推進						
配分金の助成	町内の世帯、施設、学校企業等に募金の協力をお願いし、集まったお金が配分金として支給され、様々な事業に使用して行きます。	○	○	○	○	○
環境・支え合いの推進						
エコキャップの回収	社協だより等を通じて回収のお願いをし、家庭、学校等から回収の協力をお願いして行きます。	○	○	○	○	○
ボランティア活動の育成支援						
ボランティアセンターの事業推進、機能強化	ボランティア体験事業や各種講座を企画、運営します。また、ボランティア活動を支援するため、相談機能や連絡調整機能を強化して行きます。	○	○	○	○	○
ボランティアの養成講座の開催	朗読ボランティアの養成講座をはじめとする各種のボランティア講座の開催を検討し、新たなボランティアの育成に努めます。	○	○	○	○	○
ボランティアをPRするイベントの開催	町民を対象にボランティアの集いを開催しています。新たな活動者の発掘の場として開催を継続して行きます。	○	○	○	○	○
ボランティア活動への支援、協力、助成	個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援・活動等の助成を行います。	○	○	○	○	○
広報啓発活動の推進						
社協だよりボランティアだよりの充実	より多くの町民に読んでもらえるように、内容の充実や読みやすい紙面構成やより身近な地域における福祉活動等の情報源となるよう努めます。	○	○	○	○	○

事業名等	事業概要	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
相談支援の推進						
心配ごと相談事業の充実	地域の民生児童委員により行われていることから、相談のしやすさといった利点もありますが、専門的な問題や相談対応で困難な事例もあるので、弁護士等を講師に招き、研修会を開催するなど相談員のスキルアップに努めます。	○	○	○	○	○
弁護士無料相談事業の充実	開設以来年々相談者が増加傾向にあることから、実施回数増やしましたが、他相談事業とのすみわけも検討しながら利用者の悩みに充分応えていける体制の整備に努めます。	○	○	○	○	○
在宅福祉活動の推進						
高齢者福祉施策の充実	町より委託を受け配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業、軽度生活支援事業をより充実した施策として展開して行きます。	○	○	○	○	○
障がい者福祉施策の充実	町と委託契約を交わし、移動支援事業を実施しています。野外での移動に困難がある障がい者（児）の買い物や通院の支援を行って行きます。	○	○	○	○	○
介護予防事業の充実						
男性料理教室の実施	介護予防、生活支援を目的に、60歳以上の男性を対象とした料理教室を年6回3地域の会場2回ずつ開催して行きます。	○	○	○	○	○
介護保険事業所の充実						
事業所の運営	要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来よう、身延福祉センターにおいて、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、中富すこやかセンターにおいて、通所介護事業所の運営をして行きます。	○	○	○	○	○
障がい福祉サービス事業所の充実						
事業所の運営	障がい者（児）が自立した日常生活を営むことが出来るよう中富すこやかセンターにおいて、居宅介護事業所を運営しています。	○	○	○	○	○

事業名等	事業概要	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
家族介護者交流事業の推進						
介護者の集いの開催	日頃の介護での疲れを癒し心身のリフレッシュをしていただくとともに、介護の悩みや相談を話し合い、相互に親睦と交流を深めることを目的に行います。	○	○	○	○	○
各種貸付事業の充実						
社会福祉金庫貸付事業の実施	低所得者に対し、生活意欲の助長と経済的自立・更生をはかることを目的として、一時的に生活に要する資金の貸し付けを実施しています。	○	○	○	○	○
生活福祉資金貸付事業の斡旋	低所得者や高齢者世帯、障がい者世帯に対する資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び貸付事業の斡旋をしています。	○	○	○	○	○
サービス利用者の日常生活自立支援事業の推進						
福祉サービス利用者援助事業の実施	自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問により見守り、日常生活上の助言や金銭管理を行います。	○	○	○	○	○
日常生活自立支援事業に関する制度の広報活動の充実	日常生活自立支援事業に関する制度や仕組みについて、広報活動を行い、町民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。	○	○	○	○	○
災害時救援活動の充実						
災害ボランティアセンター体制づくり	災害時を想定し、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応が出来る体制を作ります。	○	○	○	○	○
災害ボランティア講座の開設	災害ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの養成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。	○	○	○	○	○
身延町災害対策本部との連携	大きな災害が発生した場合は、町の災害対策本部と連携して、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者への効率的な支援を行います。	○	○	○	○	○

事業名等	事業概要	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
安全・防犯体制の充実						
交通安全・防犯対策教室の開催	老人クラブ連合会等の会議や研修会等において、交通安全・防災対策教室などを開催して、意識強化を図っています。	○	○	○	○	○
安否確認の充実						
配食員・配食ボランティアによる声かけの実施	お弁当を利用している利用者へは、直接本人へ手渡しを行い、声かけ、体調確認等を行っています。	○	○	○	○	○
施設整備の充実						
バリアフリーやユニバーサルデザインの情報提供	バリアフリーに取り組んでいる店舗やユニバーサルデザインに関する情報を社協だより等で紹介し、暮らしやすい地域づくりのための情報提供を行います。	○	○	○	○	○
情報提供活動の推進						
声の広報の実施	広報みのぶ、議会だよりみのぶをテープに録音して、目の不自由な方や身体に障がいがある寝たきりの方などにお届しています。	○	○	○	○	○
移動手段の充実						
福祉バスの運行	温泉の開館日に、各地区・地域に割り振って、門野の湯、下部温泉会館へ65歳以上の町民の方を送迎しています。 また、使用していない時には、申請のあった団体等の行事に運行しています。	○	○	○	○	○

第5章 計画の推進

1 自助・共助・公助の浸透

身延町の地域福祉は、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を基本としています。

まず自分のことは自分でできるようにする「自助」の取り組みを考えます。日頃から自分自身の健康を保つことや困ったときに相談できる人を確保しておくよう心がけるなど、最初から他人をあてにするのではなく、自分で出来ることは自分で行うよう努力します。

「共助」は、家族や隣近所での助けあいや地域での支えあい活動をいい、見守り活動や様々な地域での活動がこれにあたり、個人の力に限りがあっても相互の助けあいを通して各々の個性や能力が高められ、孤立していた人も地域での結びつきや絆を育み、安心して暮らせる地域を作り上げていく取り組みです。

「公助」は介護保険等の相互扶助の社会システムを含め、行政の生活支援にわたる広義の「公」の支援体制です。

社協では、この基本の考え方を遂行させるためにも、独自の支援体制や行政や関係機関と連携しながら町民との懸け橋となり支援していきます。

2 地域包括ケアの推進

高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域：概ね30分以内で駆けつける圏域が理想的）で適切に提供できるような地域での体制、すなわち地域包括ケアシステムの構築を地域包括支援センターと共に考え協力していきます。

こうした考え方は、高齢者を対象としたものだけではなく。障がい者、子ども、生活保護世帯など、支援を必要とする様々な人たちに対して、社協が一時窓口となり、関係機関との連携によって地域の福祉課題の解決につなげていけるよう努めます。

3 協働による計画の推進

町民と社協の協働による地域福祉を推進するためには、町民と社協が、より相互理解を深める必要があります。そのため、地域福祉活動計画や地域福祉に関する情報を社協だよりなどを活用し、広く町民に周知して意識啓発を図ります。町民も発信される情報に高くアンテナを張り、必要な情報を取得するようにしましょう。

また、行政との連携・協力のもとに、地域福祉を推進するほか、町民、事業者、関係機関との協働のもとに計画を推進します。

4 計画の評価と見直し

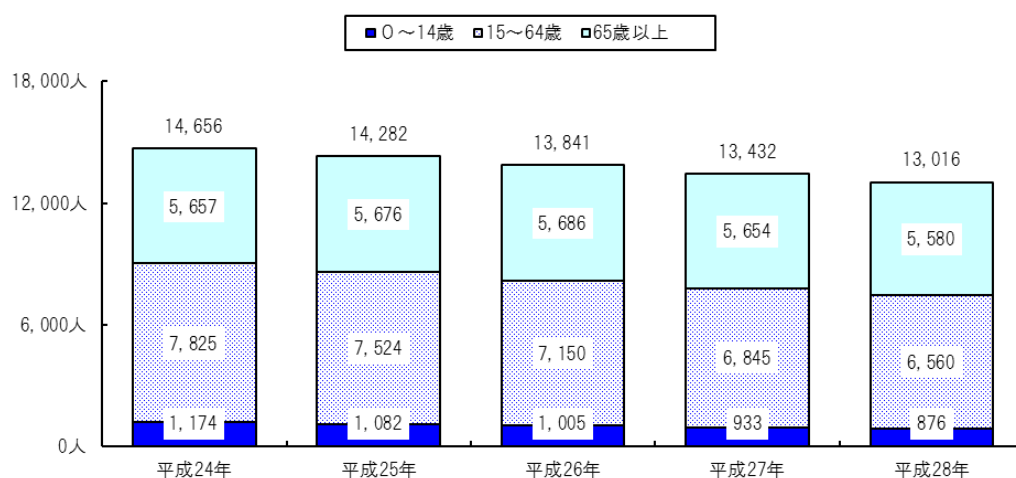
計画の見直しに向けて、毎年の取り組み状況を把握していきます。また、社会の動向や地域福祉を取り巻く制度変更などに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第6章 資料集

第1節 人口・世帯の状況

◎総人口

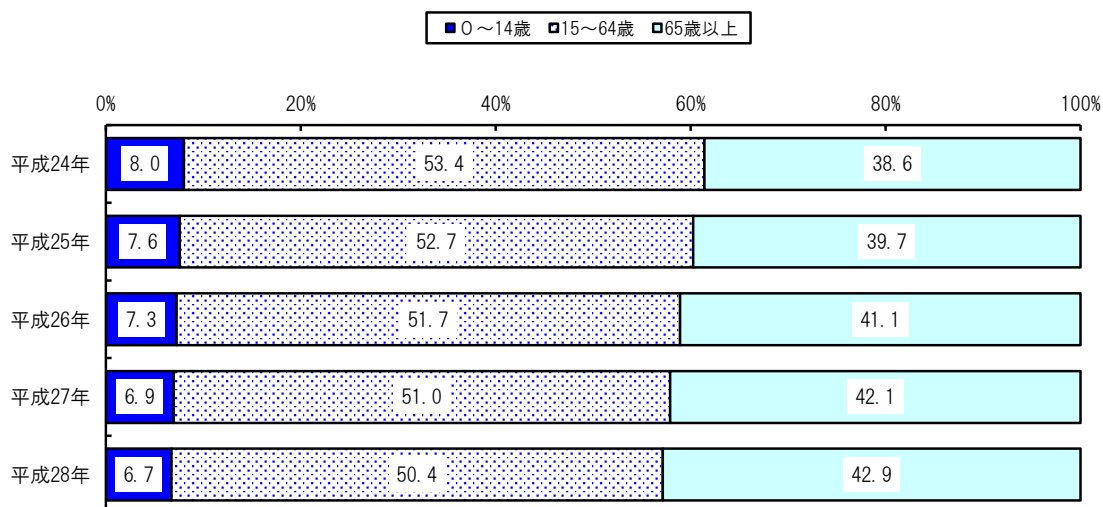
身延町の総人口は、平成28年現在、13,016人です。平成24年からの総人口の推移をみると、1,640人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

◎総人口(比率)

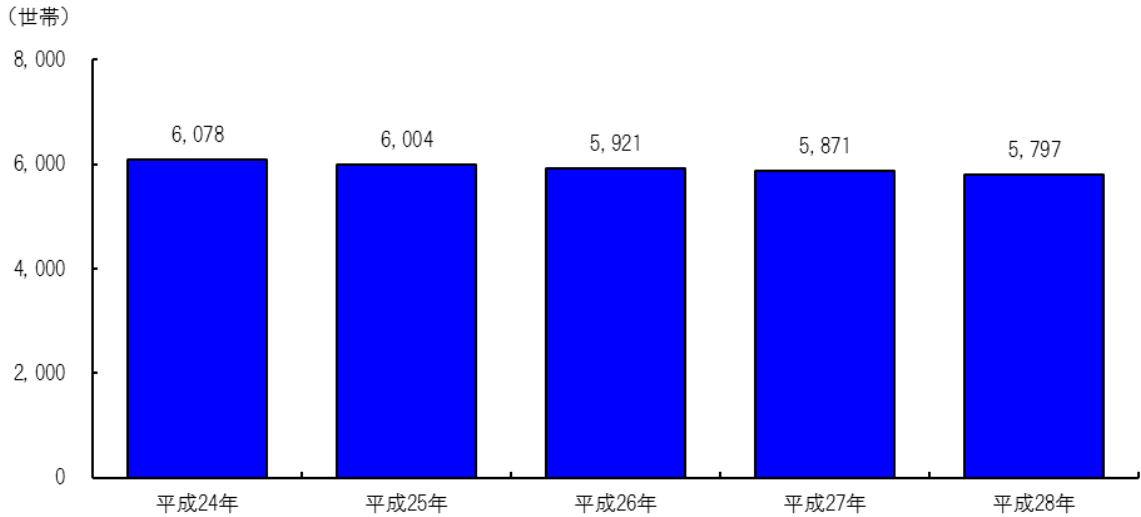
総人口の内訳を比率で見ると、0～14歳の割合と15～64歳の比率は減少しています。一方、65歳以上の比率は増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

◎世帯数

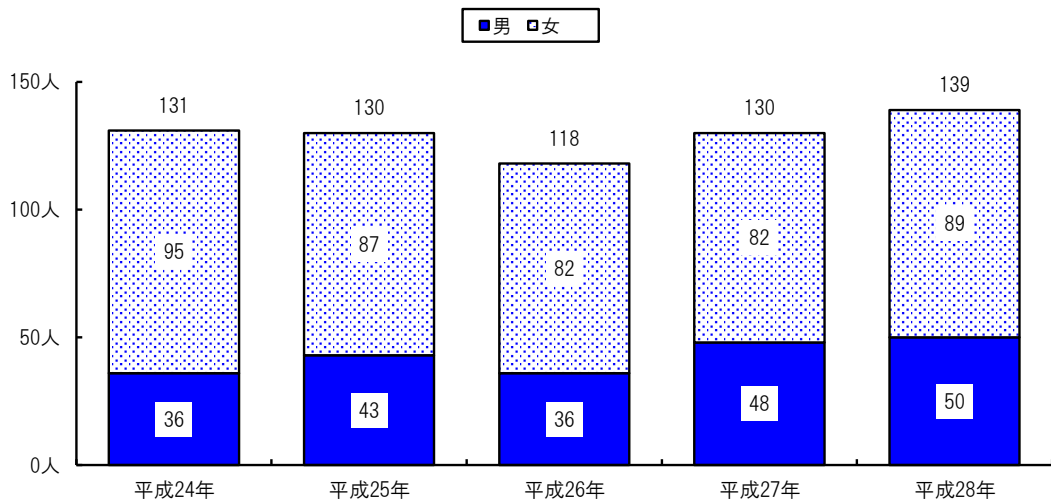
世帯数は、年々減少しており、平成28年には5,797世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

◎外国人登録人口(総数)

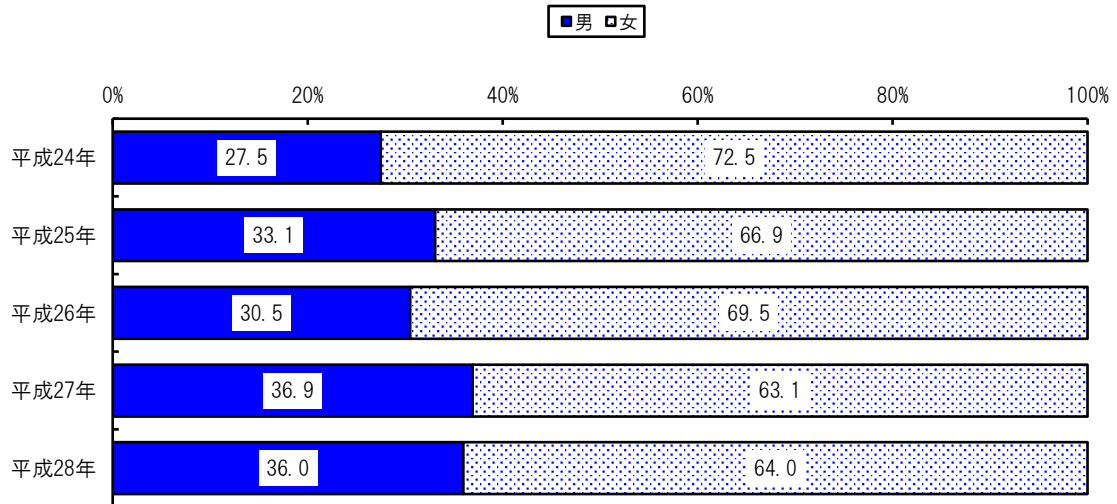
外国人登録人口は、平成26年まで減少していましたが、その後は増加傾向にあります。平成28年には139人となっています。



資料：町民課（各年3月末日）

◎外国人登録人口(男女の比率)

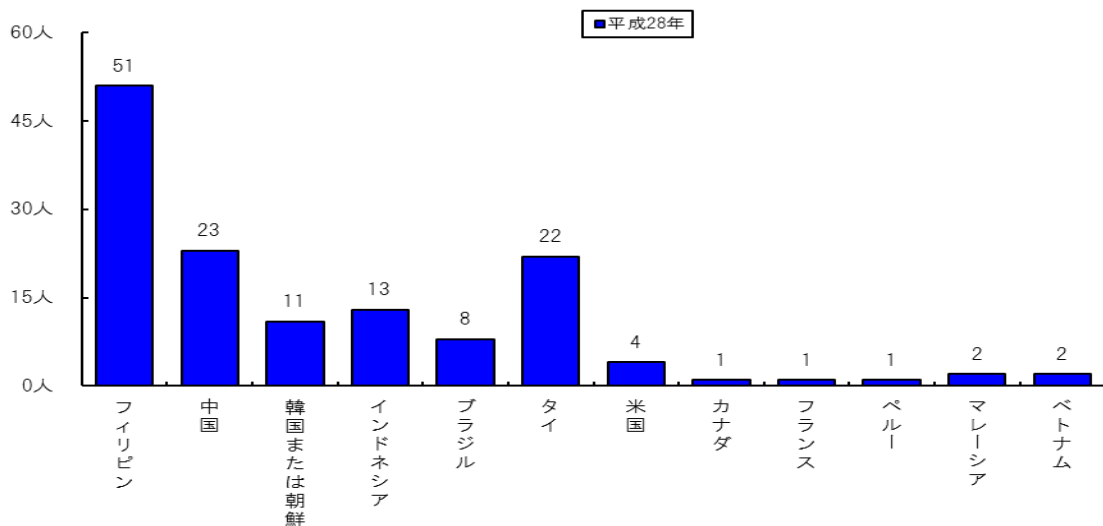
外国人登録人口の男女の比率は、女性の割合のほうが高く、6割を超えて推移していますが、男性の割合が伸びてきています。



資料：町民課（各年3月末日）

◎国別外国人登録人口

国別外国人登録人口は、以下の通りです。12カ国の人々が身延町に住んでおり、東南アジア諸国に人々が多く、フィリピンの出身者が51人と最も多くなっています。

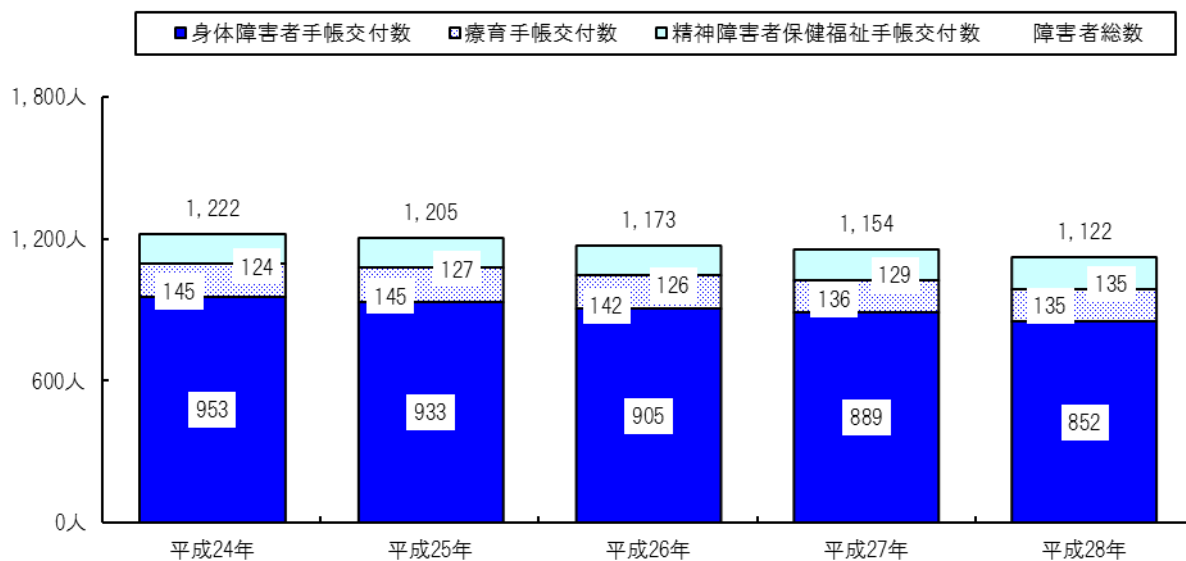


資料：町民課（各年3月末日）

第2節 障害のある人の状況

◎障害者手帳所持者数

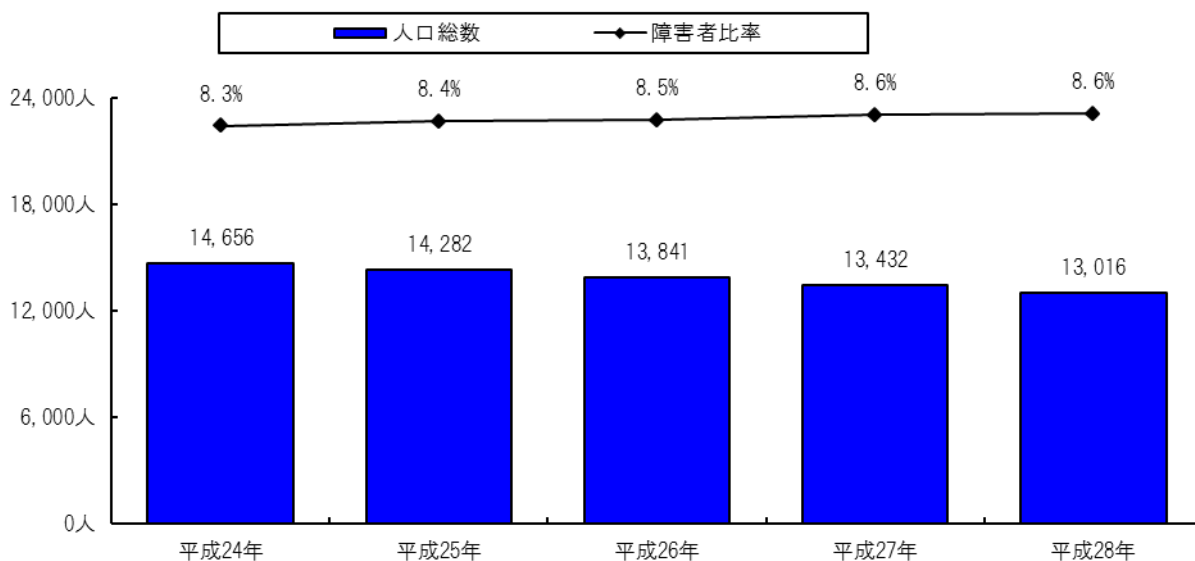
障害者手帳の所持者数は、年々減少傾向にあります。平成28年には1,122人となっています。



資料：福祉保健課（各年3月31日）

◎障害者手帳所持者数(障害者の比率)

障害者の比率はやや増加傾向にあり、平成28年以降は8.6%となっています。

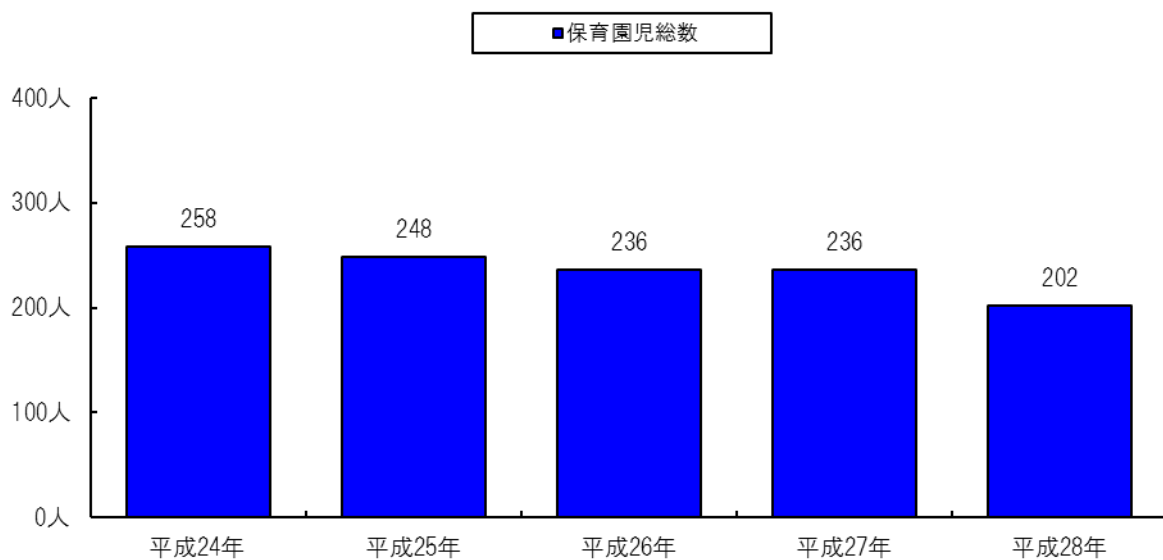


資料：福祉保健課（各年3月31日）

第3節 子どもの状況

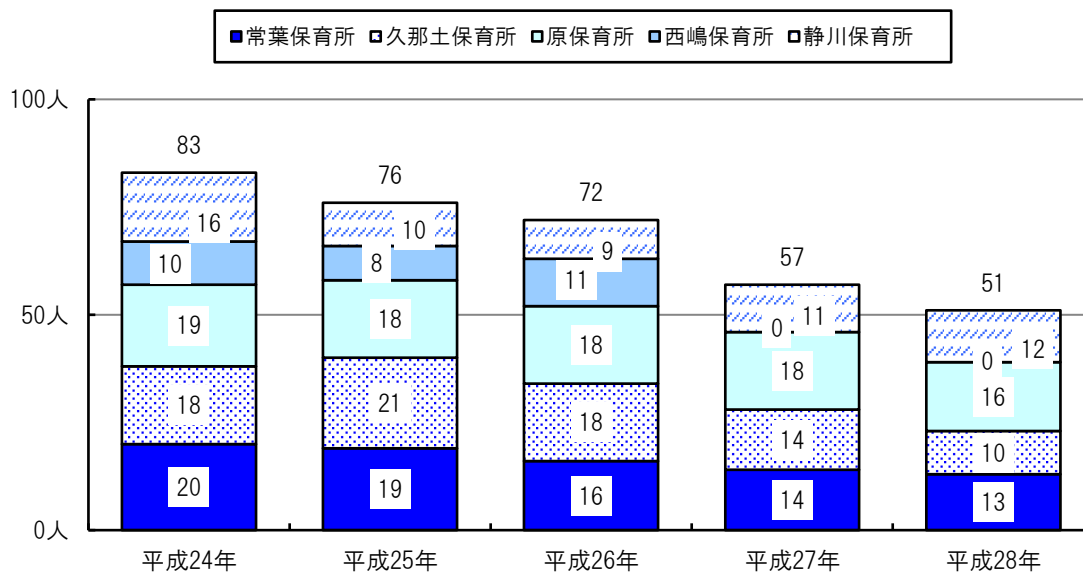
◎保育園児数

少子化の影響に伴い、保育園児数も町立保育園、私立保育園ともに年々減少傾向になっています。



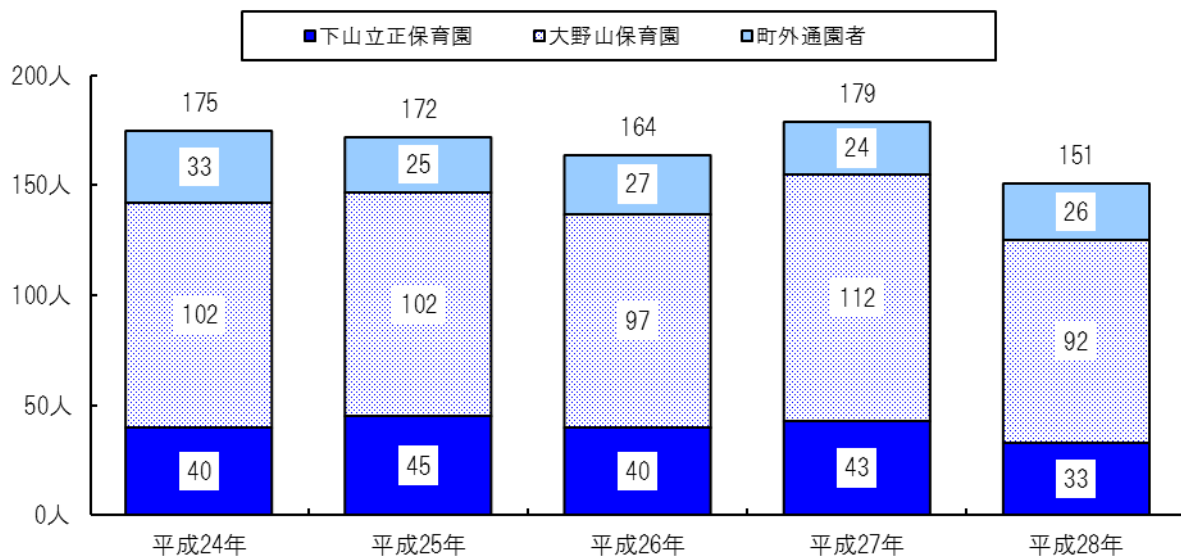
資料：子育て支援課（各年4月1日）

<町立保育園>



資料：子育て支援課（各年4月1日）

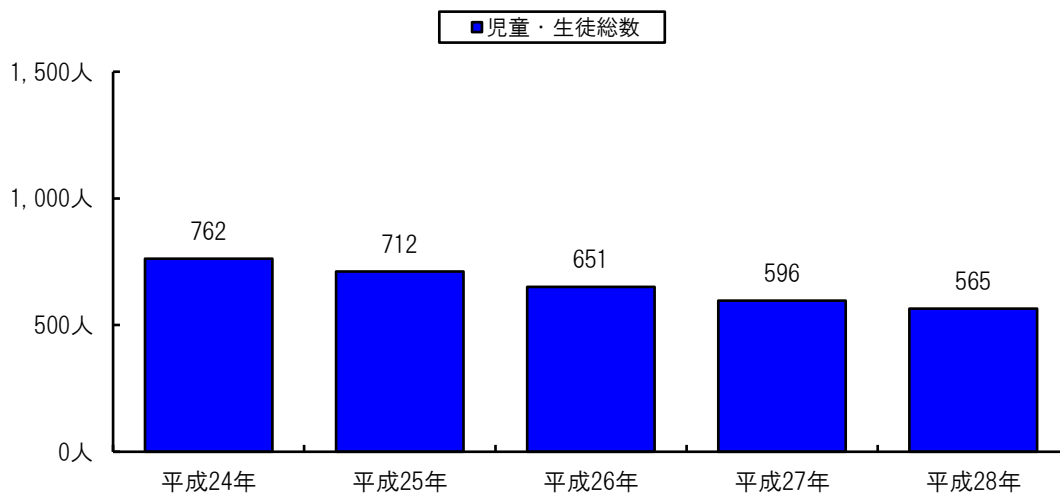
<私立保育園>



資料：子育て支援課（各年4月1日）

◎児童・生徒数

小学校児童数と中学校生徒数は、全体的に減少傾向にあります。中学校が平成28年度に統合されて町内に1校となりました。今後、小学校の統合も予定されています。平成28年の児童・生徒数は565人となっています。



資料：学校教育課（各年4月1日）

(人)

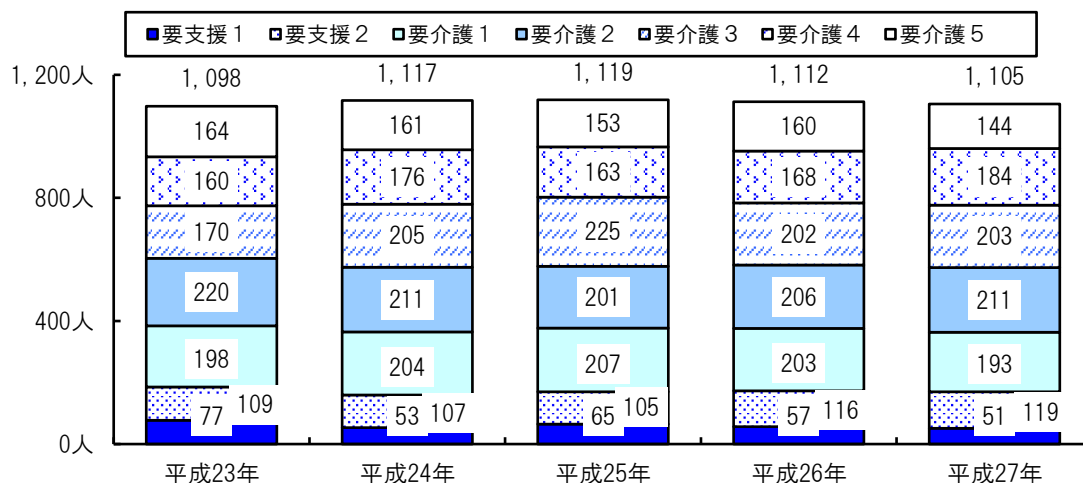
学校名		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
小 学 校	久那土小学校	男	14	17	14	12	8
		女	28	24	23	19	20
		総数	42	41	37	31	28
	下部小学校	男	28	27	21	20	14
		女	23	25	17	17	36
		総数	51	52	38	37	49
	西嶋小学校	男	35	34	32	30	24
		女	30	30	30	25	25
		総数	65	64	62	55	49
	静川小学校	男	34	37	31	30	26
		女	39	34	32	36	35
		総数	73	71	63	66	61
	原小学校	男	27	22	22	20	17
		女	20	21	14	14	12
		総数	47	43	36	34	29
	下山小学校	男	18	16	16	18	23
		女	23	20	22	22	21
		総数	41	36	38	40	44
	身延小学校	男	54	50	53	51	51
		女	56	49	50	44	51
		総数	110	99	103	99	102
	大河内小学校	男	43	45	51	44	42
		女	30	30	27	27	27
		総数	73	75	78	71	69
小学校小計	男	218	214	208	195	189	
	女	219	203	185	179	180	
	総数	437	417	393	374	369	
中 学 校	久那土中学校	男	16	13	11	6	
		女	16	13	12	11	
		総数	32	26	23	23	
	下部中学校	男	13	16	16	18	
		女	20	15	12	9	
		総数	33	31	28	27	
	中富中学校	男	41	35	32	30	
		女	44	42	41	35	
		総数	85	77	73	65	
	身延中学校 (旧 久那土 下部・中富) 平成 28 年度統合	男	97	86	69	60	97
		女	78	75	65	53	89
		総数	175	161	134	113	196
中学校小計	男	167	150	128	114	97	
	女	158	145	130	108	99	
	総数	325	295	258	222	196	
合 計		762	712	651	596	565	

資料：学校教育課（各年 4 月 1 日）

第4節 高齢者の状況

◎要介護認定状況

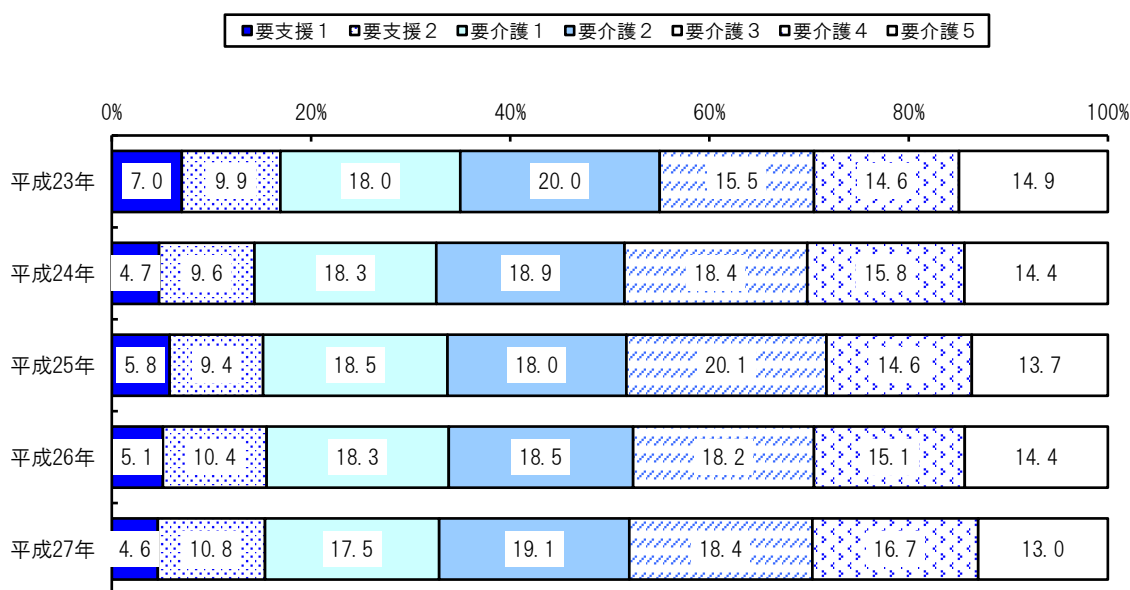
要介護認定状況は、全体的に認定者数は横ばい傾向にあります。要支援1、2の要支援者は減少傾向にありますますが、要介護1～5の要介護者は横ばいとなっています。



資料：介護保険事業報告（各年3月末日）

◎要介護認定状況(比率)

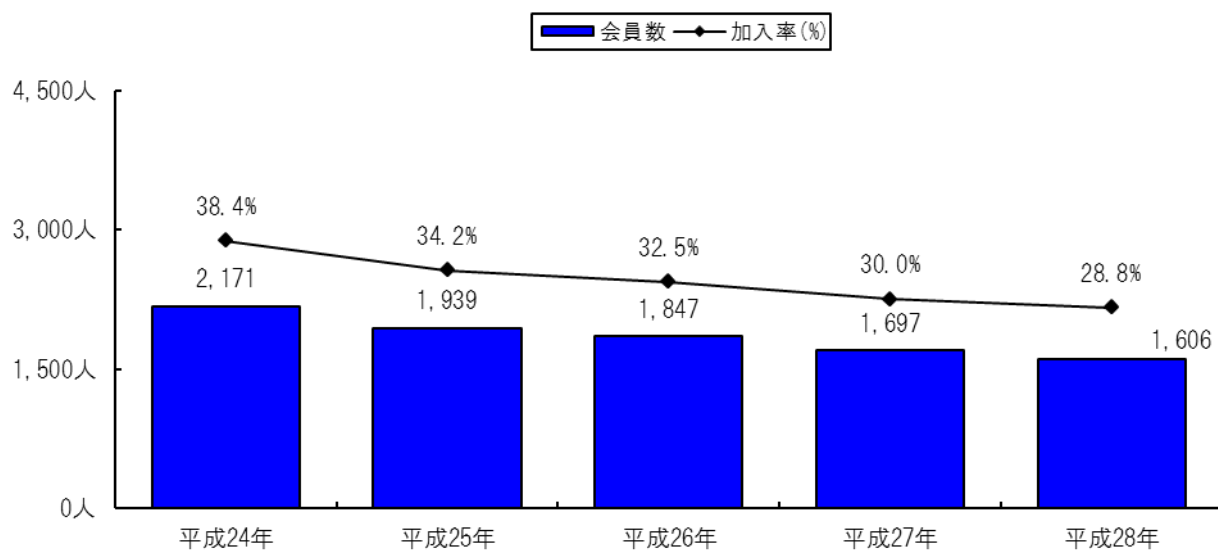
要介護認定状況を比率で見ると、この5年間は特に要介護3と要介護4の割合が増加傾向にあります。



資料：介護保険事業報告（各年3月末日）

◎老人クラブ

老人クラブの加入者数は年々減少し、加入率も低下しています。平成28年には28.8%の加入率となっています。

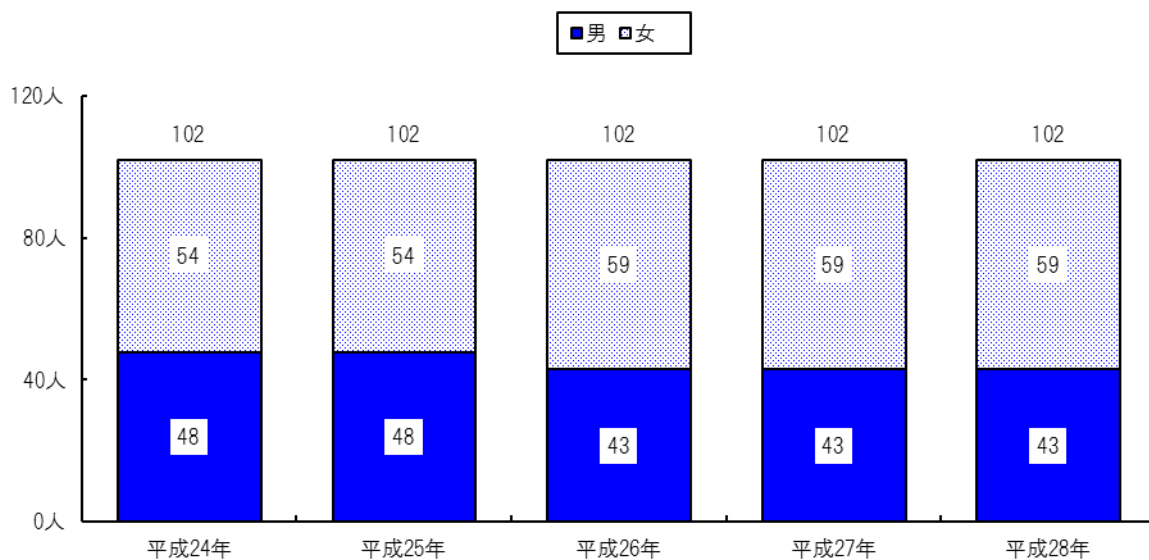


資料：福祉保健課（各年4月1日）

第5節 その他の地域の状況

◎民生・児童委員数

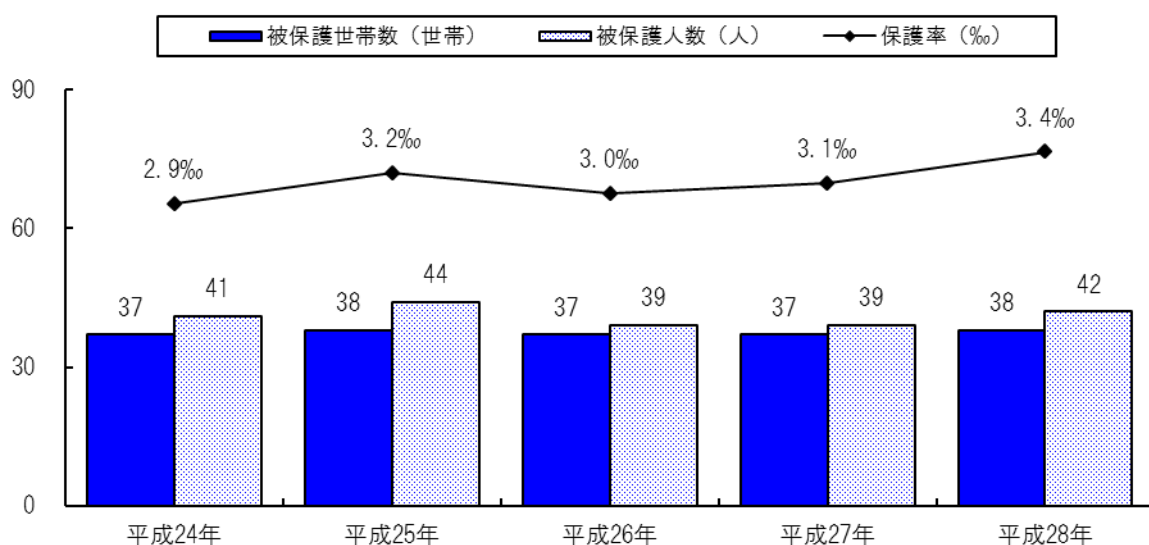
民生・児童委員数は、大きな変化はありません。性別で見ると男性よりも女性の民生・児童委員のほうが多くなっています。



資料：福祉保健課（各年4月1日）

◎生活保護世帯人数

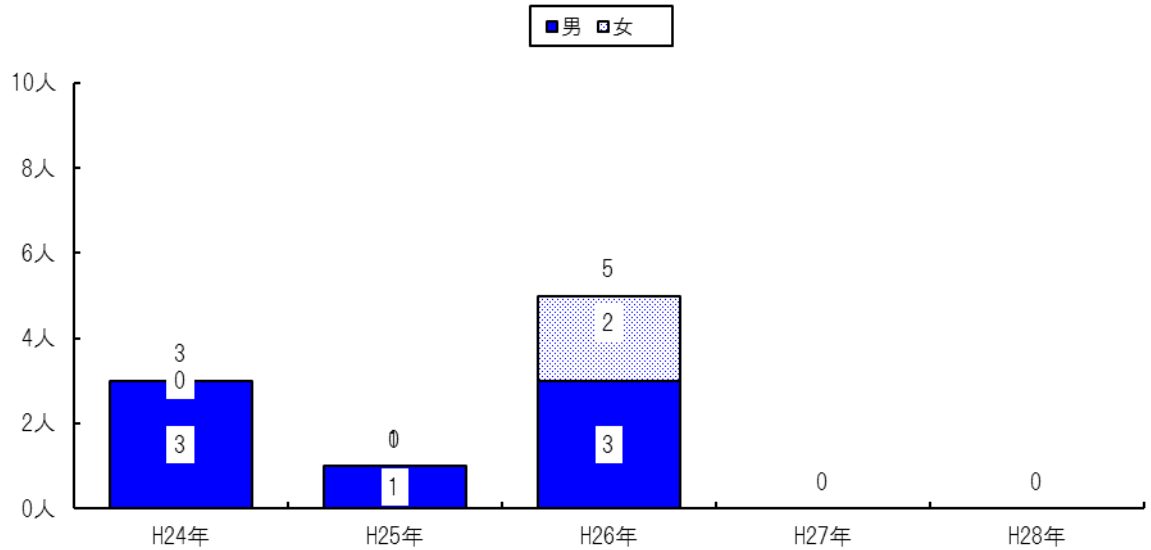
生活保護世帯人数と世帯数は横ばいで推移しています。保護率は幾分上昇気味となっています。



資料：山梨県児童家庭課（各年4月1日）

◎自殺者数

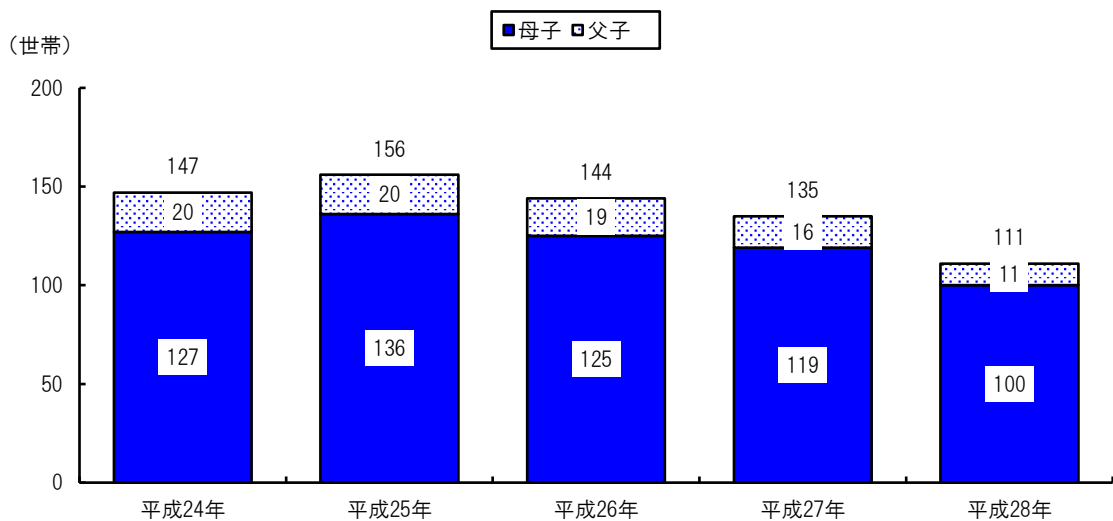
自殺者数は性別で見ると、女性よりも男性のほうが多く、平成26年では5人となっています。なお、平成27年と28年は人数が不明であり人数は入れていません。



資料：山梨県人口動態統計（各年4月1日）

◎ひとり親世帯

ひとり親世帯は、年々減少傾向にあります。平成28年は母子世帯が100世帯、父子世帯が11世帯となっています。



資料：子育て支援課（各年4月1日）

社会福祉法人身延町社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成29年3月発行

【発行】社会福祉法人身延町社会福祉協議会

【編集】社会福祉法人身延町社会福祉協議会

〒409-2523 身延町波木井272-1

電話 0556-62-3773

FAX 0556-62-3777

E-mail minobushakyo@minobushakyo.jp